

罹災証明請求書			
申請者	住所	電話番号	
	氏名 (事業所名・代表者)		
	罹災者との関係	本人・配偶者・子・父・母・代理人・その他()	
罹災者	世帯主住所 (事業所所在地)	厚木市	電話番号
	世帯主氏名 (事業所名・代表者)		生年月日
証明を必要とする世帯構成員 氏名・続柄・生年月日	氏名	続柄	生年月日
使用目的	・職場へ提出 ・保険の請求 ・補助金申請 ・税務申告 ・学校へ提出 ・その他()		請求枚数 枚
その他	<input type="checkbox"/> 自己判定方式を希望し、「一部損壊(10%未満)」と証明されることに同意します。		
<p>※初めて証明を請求する場合は、罹災届に記入してください。2回目以後は記入の必要はありません。 ※本人が確認できる運転免許証、保険証等をご持参のうえ、受付で提示願います。</p>			
罹災届			
罹災場所	<input type="checkbox"/> 罹災証明請求書(罹災者住所欄)と同じ <input type="checkbox"/> 厚木市		
罹災者の氏名	<input type="checkbox"/> 罹災証明請求書(罹災者氏名欄)と同じ <input type="checkbox"/>		
罹災住家等	<input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家 / <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 非住家 ()		
罹災年月日	令和 年 月 日		
罹災原因			
罹災の状況			

〈罹災証明について〉

- ・この証明は災害救助の一環として、応急的・一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
 ＊民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「罹災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
 ＊家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
 ＊表面に現れない被害(地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。
- ・この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。